

子ども医療費助成制度の一部改正について

平成25年12月1日診療分から子ども医療費助成基準(現物給付)が下記市町村について一部変更となりました。

(平成25年12月1日改正)

市町村名	平成25年11月診療まで		平成25年12月診療から	
市川市	入院、通院の中学3年生まで 300円		入院、通院の就学前まで 300円	
	使用の公費番号	83124065	使用の公費番号	83124065
	公費番号 83120063・83123067 の助成内容は変更なし			
流山市	入院の中学3年生まで 0又は200 円		入院の中学3年生まで 0又は200 円	
	通院の小学3年生まで 0又は200 円		通院の小学6年生まで 0又は200 円	
	使用の公費番号	83120105	使用の公費番号	83120105
		83121103 83124107		83121103 83124107
銚子市	入院の中学3年生まで 0又は300 円		入院、通院の中学3年生まで 0又は300 円	
	通院の小学3年生まで 0又は300 円			
	使用の公費番号	83120360 83123364	使用の公費番号	83120360 83123364

(厚生労働省保険局医療課長・厚生労働省保険局歯科医療管理官より通知 平成 25 年 9 月 30 日付け保医発 0930 第 3 号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号) の一部改正について

(平成 25 年 10 月 1 日より適用)

改正後	現 行
<p>別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第 2 章 特掲診療料 第 3 部 検査</p> <p>D 0 0 6 - 8 サイトケラチン 19 (K R T 19) m R N A 検出 サイトケラチン 19 (K R T 19) m R N A 検出は、<u>視触診等による診断又は術前の画像診断</u>でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌、<u>胃癌又は大腸癌患者</u>に対して、<u>摘出された乳癌、胃癌又は大腸癌所属リンパ節中のサイトケラチン 19 (K R T 19) m R N A の検出によるリンパ節転移診断及び術式の選択等の治療方針の決定</u>の補助を目的として、O S N A (One-Step Nucleic Acid Amplification) 法により測定を行った場合に、一連につき 1 回に限り算定する。</p> <p>D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1) ~ (17) 略 (18) 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出 ア 「10」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。</p>	<p>別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第 2 章 特掲診療料 第 3 部 検査</p> <p>D 0 0 6 - 8 サイトケラチン 19 (K R T 19) m R N A 検出 サイトケラチン 19 (K R T 19) m R N A 検出は、術前の画像診断又は視触診等による診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌患者に対して、<u>摘出された乳癌所属リンパ節中のサイトケラチン 19 (K R T 19) m R N A の検出によるリンパ節転移診断の補助</u>を目的として、O S N A (One-Step Nucleic Acid Amplification) 法により測定を行った場合に、一連につき 1 回に限り算定する。</p> <p>D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1) ~ (17) 略 (18) 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出 ア 「10」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。</p>

イ 「10」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出は、「6」の結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。

ウ 当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

(19) 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出

ア 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。

イ 当該検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。

ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。

エ 当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

(20) 結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出

ア 結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。

イ 当該検査は、同時に結核菌を検出した場合に限り算定する。

ウ 当該検査は、区分番号「D02

イ 「10」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出は、「6」の結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。

(19) 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出

ア 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。

イ 当該検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。

ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。

<p><u>3」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。</u></p> <p><u>エ 当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。</u></p> <p><u>(21) 略</u></p>	<p><u>(20) 略</u></p>
---	----------------------

(厚生労働省保険局医療課長・厚生労働省保険局歯科医療管理官より通知 平成 25 年 10 月 31 日付け保医発 1031 第 3 号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号) の一部改正について

(平成 25 年 11 月 1 日より適用)

改正後	現 行
<p>別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第 2 章 特掲診療料 第 3 部 検査</p> <p>D 0 1 4 自己抗体検査 (1) ~ (18) 略</p> <p>(19) <u>抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗 A C h R 抗体)</u> ア 「25」の抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗 A C h R 抗体) は、重症筋無力症の診断又は診断後の経過観察の目的で行った場合に算定できる。</p> <p><u>イ 本検査は、抗筋特異的チロシン</u></p>	<p>別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第 2 章 特掲診療料 第 3 部 検査</p> <p>D 0 1 4 自己抗体検査 (1) ~ (18) 略</p> <p>(19) 「25」の抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗 A C h R 抗体) は、重症筋無力症の診断又は診断後の経過観察の目的で行った場合に算定できる。</p>

キナーゼ抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(20) ～ (21) 略

(22) 抗アクアポリン4抗体

ア 抗アクアポリン4抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「26」抗グルタミン酸レセプター抗体の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、ELISA法により視神経脊髄炎の診断（治療効果判定を除く。）を目的として測定した場合に算定できる。

(23) 抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体

ア 抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「26」抗グルタミン酸レセプター抗体の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、RIA法により重症筋無力症の診断（治療効果判定を除く。）を目的として測定した場合に算定できる。

ウ 本検査は、区分番号「D014」自己抗体検査の「25」抗アセチルコリンレセプター抗体（抗AChR抗体）を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(20) ～ (21) 略

25年 10月審査分・審査支払状況

(1) 国民健康保険

区 分		国民健康保険				退職者医療			
		決定件数	日 数	決定点数	平均点数	決定件数	日 数	決定点数	平均点数
		(処方箋枚数)	(処方箋枚数)	(1件当たり)	(1件当たり)	(処方箋枚数)	(処方箋枚数)	(1件当たり)	(1件当たり)
医 科	入 院	27,289	417,121	1,412,250,141	51,751.63	1,248	17,841	70,301,987	56,331.72
	入院外	1,070,376	1,697,698	1,453,797,862	1,358.21	51,038	80,382	78,186,512	1,531.93
歯 科	入 院								
	入院外								
調 剤		675,972	818,154	767,600,929	1,135.55	32,049	38,003	38,549,534	1,202.83
訪問看護		1,538	9,628	104,372,060	67,862.20	76	523	5,514,200	72,555.26
支払総額		2,037,806		29,314,468,176		97,885		1,434,241,055	

(2) 退職者医療

(3) 後期高齢者医療

区 分		後期高齢者医療			
		決定件数	日 数	決定点数	平均点数
		(処方箋枚数)	(処方箋枚数)	(1件当たり)	(1件当たり)
医 科	入 院				
	入院外				
歯 科	入 院				
	入院外				
調 剤		513,378	668,264	754,406,416	1,469.50
訪問看護		1,515	10,945	119,466,800	78,855.97
支払総額		1,422,070		34,684,714,124	

平成 25年 11月審査分・審査支払状況

(1) 国民健康保険

区 分		国民健康保険				退職者医療			
		決定件数	日 数	決定点数	平均点数	決定件数	日 数	決定点数	平均点数
		(処方箋枚数)	(処方箋枚数)	(1件当たり)	(1件当たり)	(処方箋枚数)	(処方箋枚数)	(1件当たり)	(1件当たり)
医 科	入 院	28,377	431,364	1,481,648,533	52,213.01	1,226	17,304	67,836,966	55,331.95
	入院外	1,129,958	1,837,654	1,580,851,511	1,399.04	53,255	86,426	85,236,044	1,600.53
歯 科	入 院	166	1,122	5,018,713	30,233.21	6	21	95,572	15,928.67
	入院外	272,974	554,985	350,173,318	1,282.81	13,851	28,254	17,766,120	1,282.66
調 剤		722,138	899,404	851,667,050	1,179.37	33,652	41,035	42,264,217	1,255.92
訪問看護		1,537	10,115	108,604,390	70,659.98	78	579	6,443,650	82,610.90
支払総額		2,155,150		31,529,339,142		102,068		1,503,774,483	

(2) 退職者医療

(3) 後期高齢者医療

区 分		後期高齢者医療			
		決定件数	日 数	決定点数	平均点数
		(処方箋枚数)	(処方箋枚数)	(1件当たり)	(1件当たり)
医 科	入 院	35,335	606,886	1,878,601,743	53,165.47
	入院外	787,044	1,460,883	1,281,045,661	1,627.67
歯 科	入 院	107	811	2,936,705	27,445.84
	入院外	119,343	251,643	166,734,215	1,397.10
調 剤		534,735	720,890	826,822,831	1,546.23
訪問看護		1,525	11,547	125,892,510	82,552.47
支払総額		1,478,089		37,376,040,587	

◎ お 願 い ◎

診療報酬請求書等の受付について。

国保連合会に直接お持ちくださる場合は、来館日や提出物により、受付場所が異なりますので、国保会館1階ロビーの案内をご覧になり、所定の場所にお持ちください。
お手数をおかけしますが、よろしく願いたします。

編集・発行人

発 行 平成26年1月15日
 発 行 所 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号
 千葉県国民健康保険団体連合会
 電話 (043)254-7174
 発行責任者 鈴木 善八
 編集責任者 杉田 さと子
 印刷所 ㈱ さくら印刷